令第六十一号）による専門学校を含む。）（以下「大学等」という。）において化学に関する科目を修得して卒業した者（当該科目を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）であること。	令第六十一号）による専門学校を含む。）（以下「大学等」という。）において化学に関する科目を修得して卒業した者であること。
（略）	（略）
五　検知器具及び防護具の取扱い方法	五　検知器具及び防護具の取扱い方法
一　（略）	一　（略）
二　大学等において医学又は工学に関する科目を修得して卒業した者（当該科目を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	二　大学等において医学又は工学に関する科目を修得して卒業した者で、その後二年以上保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
（略）	（略）
八　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法令	八　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法令
一　（略）	一　（略）
二　大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であること。	二　大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者であること。
三　（略）	三　（略）

（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正）

第十七条　軽自動車検査協会に関する省令（昭和四十七年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（軽自動車検査員の要件）	（軽自動車検査員の要件）
第十四条　法第七十六条の三十二第二項の国土交通省令で定める軽自動車検査員の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	**第十四条**　法第七十六条の三十二第二項の国土交通省令で定める軽自動車検査員の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において機械に関する学科を修め、これを卒業し（当該学科を修め、同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、自動車の検査業務について一年以上の経験を有すること。	五　学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において機械に関する学科を修め、これを卒業し、かつ、自動車の検査業務について一年以上の経験を有すること。
六　（略）	六　（略）